

今後の進め方について

平成31年 1月28日
個人情報保護委員会

改正法附則第12条の規定を踏まえた検討については、当面、以下のとおり取り進めることとする。

- 年度内を目途に、個人情報保護を巡る国内外の政策、技術、産業等の状況を、各方面の意見を聴きながら俯瞰的に把握し、課題を整理、審議する。
 - ・当委員会において、月数回程度、幅広いステークホルダーからのヒアリング及び個別項目（注）の審議を行う。

（注）当面、「個人情報保護委員会の第一期を終えるにあたって」（平成30年12月17日 第83回個人情報保護委員会）を踏まえつつ、対象項目を整理。

- 本年春を目途に、検討状況について、初回の整理を行う。
 - ・当委員会としての中間的な整理を示し、広く意見を求める。

（以上）